

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 885-0340 (内) 117

国民健康保険 被保険者証の更新

毎年4月1日付で、国民健康保険被保険者証(保険証)は更新となりますので、新しい保険証を3月末日までに**簡易書留郵便**で送付します。お手元に届きましたら、保険証の記載内容に間違いがないかご確認ください。また、現在ご使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

◎保険証の取扱い

- ・必ず手元に保管しましょう。
- ・他人に貸したり、借りることはできません。
- ・医療機関等で診察を受けるときには、必ず窓口で提示してください。
- ・コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

◎保険証の有効期限

村から交付される保険証の有効期限は1年です。
※国民健康保険税を滞納している場合は、有効期限の短い保険証が交付されます。
有効期限が切れる前に役場収納課で納付または納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。



家族と離れて生活する ときは遠隔地保険証が 交付されます

同一生計の家族が、修学や病気療養等やむを得ない理由により家族と離れて他の自治体に住所を異動して生活をする場合は、村へ届出をすれば使用中の保険証とは別の「遠隔地保険証」が交付されます。なお、現在遠隔地保険証が交付されている方も、保険証の有効期限切れに伴い、更新の手続きが必要となります。

◎届出に必要なもの

- ・保険証(更新の場合は旧遠隔地保険証)
- ・認印
- ・住民票
- ・病気療養等、施設に入所する場合は入所証明書

・修学の場合は在学証明書

※遠隔地保険証の交付を受けている被保険者が修学を終えたときに、美浦村に住所を戻さない場合は、村の国保の加入資格を失います。
世帯主は、該当者について村へ資格喪失届を提出し、資格喪失者の遠隔地保険証を返却してください。

村への届出が 必要なケース

いずれの場合も、世帯主の方が窓口へ届け出てください。
※委任が可能な場合もあります。窓口へお問い合わせください。

◎次の事由が生じたとき

- ・転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による「資格取得」
- ・転出、死亡、職場の健康保険への加入等による「資格喪失」
- ・住所、氏名等の変更による「記載内容変更」

※届出に必要な書類等についてはお問い合わせください。

◎保険証の紛失・破損

再発行いたしますので、身分証明書(運転免許証等)と認印をご持参ください。

平成27年度から 「前納報奨金制度」を廃止します

村では、平成27年度から個人村県民税(普通徴収)・固定資産税の第1期の納期内に全期分を一括して納付した場合交付する「前納報奨金制度」を廃止いたします。納税者の皆さまには、制度の廃止につきましてご理解くださるようお願いいたします。

なお、これまでどおり全期分を一括して納入することもできますので、今後とも納期内の納付にご協力をお願いいたします。

※※ 制度廃止の主な理由 ※※

- ◎口座振替制度の普及や平成23年度からのコンビニ納付の導入により、納税に対する利便性が向上し、税収の早期確保と納税意識の高揚等、所期の目的が達成されたこと。
- ◎個人村県民税については、給与や公的年金から税を差し引かれる「特別徴収」による納税者(全体の65%)は対象とならないため、不公平感があること。

■ 口座振替で全期前納を指定している方へ ■

村県民税と固定資産税の口座振替で全期前納を指定している方に、「前納報奨金制度の廃止に伴う口座振替方法確認書」をお送りし、年4回の期別納付に変更を希望する方にご回答をお願いしています。

ご回答がない場合や、いままでどおり全期前納による口座振替での納付を希望される方は、全期前納による口座振替を継続するものとして取扱わせていただきます。

※今後も全期前納による納付の継続を希望される方は、回答をいただかなくても結構です。

収 納

お問合せ
役場収納課管理徴収係
☎ 885-0340 (内) 129